

令和8年度 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者募集要項

【県内公募枠：県内の高校生等対象】

若者の県内企業等への就職を促進し、地元企業等を担うリーダー的人材の確保により本県経済を成長させ、県内雇用を創出するため、卒業後、県内事業所で正社員として一定期間以上就業する（公務員を除く。）ことを条件に、日本学生支援機構奨学金の返還額の一部を助成する事業の助成候補者を募集します。

1 募集対象者

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 県内の高校、特別支援学校、専修学校（高等課程）又は徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校に在籍し、翌年度に大学（短大を除く。）に進学（編入）する者
- (2) （独）日本学生支援機構の第一種（無利子）奨学金の貸与を受けることを希望する者
 - ※ 日本学生支援機構の「貸与型」奨学金や「給付型」奨学金の予約採用者も応募可能です。
 - ※ 日本学生支援機構の奨学金貸与には、学業成績、所得等の要件があります。詳しくは日本学生支援機構ホームページで御確認ください。
- (3) 大学等（大学及び大学院をいう。以下同じ。）を卒業後、県内事業所に正社員として就業を希望する者（公務員を除く。）
 - ※ 県内事業所への就業を原則としますが、自らが事業主となる場合も一定条件の元に認めます。
 - ※ 助成候補者に認定された場合、県及び本事業に協力する「奨学金返還支援サポート企業」から県内就職に関する情報を受け取ることに同意し、就職セミナー等の開催時には積極的に参加してください。
- (4) 大学等を卒業後、県内に住所を有する予定である者
- (5) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度を利用しない者（当該公的貸付制度を利用する者であって、その貸付期間が無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与期間と重複しない者を含む。）
 - 例 徳島県医師修学資金貸与制度、徳島県看護師等修学資金貸与制度
 - 徳島県介護福祉士等修学資金貸付制度、徳島県保育士修学資金等貸付制度
- (6) 一定の県内就業を給付要件とする公的給付制度を利用しない者
 - 例 徳島県青年就農給付金給付制度

2 募集人員

50名

※ 上記のうち、徳島大学生物資源産業学部及び医光／医工融合プログラムに進学する者を優先して選考する枠を設けます。（10名程度）

3 募集期間

令和8年7月31日（金）から令和9年1月22日（金）まで（当日消印有効）

4 助成金額

日本学生支援機構第一種奨学金の借受総額の1／2（上限額：125万円）

ただし、2年次以降の家計状況の変化や、日本学生支援機構給付奨学金と併せて日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けて併給調整により貸与月額が0円となったことにより、日本学生支援機構第二種奨学金等の有利子奨学金の貸与を合わせて受けた場合は、上記の助成金額が85万円に満たないときのみ、助成金額が85万円に達するまで、有利子奨学金の借受総額の1／3を加算することができます。

※ 端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。

※ 奨学金の返還免除を受けた場合、上記算出全額の助成とならないことがあります。

5 応募の方法

(1) 提出書類

ア 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書【様式第1号】

イ 学業成績証明書（直近の状況が記載されたもの）

※ 申請年度における第1学期分までの学業成績がわかる証明書を提出

ウ 進学状況報告書【様式第2号】

エ 申請書類チェックリスト【申請者用】

※ ウについて、推薦合格者等、既に進学先が決定している場合は、申請書とともに提出してください。

(2) 提出方法

申請者は、上記ア、ウ、エを在籍する学校に提出してください。

学校は、申請者から提出されたア、ウ、エ及び上記イを申請書類チェックリスト【担当先生用】により提出書類に不備がないことを確認した上で、申請書類チェックリスト【担当先生用】とともに「9 応募先」まで提出してください。

※ 申請者は、ウについて、応募期間経過後に進学先が決定した場合は、電子申請（HP にリンクあり）または「10 問合せ先」に簡易書留により直接提出してください。

6 助成候補者の認定

5（1）の提出書類をもとに、学業成績や就業希望分野等を総合的に勘案して選考の上認定し、文書にて通知します。

なお、就業希望分野については、「徳島県で雇用創出が期待される産業分野として選定した4分野」（P6）を評価します。

ただし、次の事由に該当した場合は、助成候補者の認定を取り消します。

ア 大学進学後、日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けることができなかった場合

イ 奨学金の貸与を取り消された場合

ウ 大学等を修業年限以内に卒業できなかった場合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）

エ 奨学金の返還が免除された場合

オ 奨学金の返還を滞納した場合

カ 助成候補者を辞退する旨の申出があった場合

キ 大学等を卒業した年の9月30日までに、県内に事業所を置く企業において就業ができなかった場合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）

ク 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職後、6か月を超えて県内に事業所を置く企業において就業をしなかった場合

ケ 会社都合又は病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12か月を超えて県内に事業所を置く企業において就業をしなかった場合

コ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合

サ 離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

シ 就業した後に県外に転出した場合（県内に事業所を置く企業の県外事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）

ス 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度を利用した場合（その貸与期間が無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与期間と重複しない場合を除く。）

セ 一定の県内就業を給付要件とする公的給付制度を利用した場合

ソ 助成対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除・助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合

タ 正当な理由がないにもかかわらず、大学等を卒業後、県内に住所を有しない場合

チ 個人情報や就業状況、奨学金貸与・返還状況等に変更が生じたことについて報告を怠った場合

ツ 「８ 助成候補者決定後の手続き」を怠った場合

7 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業した年の9月30日までに県内に事業所を置く企業に正社員として雇用され、かつ県内に置かれた事業所において通算3年以上就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 助成期間

助成期間は、初回の就業日から8年です。助成金は助成対象者からの請求に基づき、就業開始年度から起算して4年目から8年目までの間、分割により本人に支払います。

【4月から7年間継続して県内事業所において就業した場合の例】

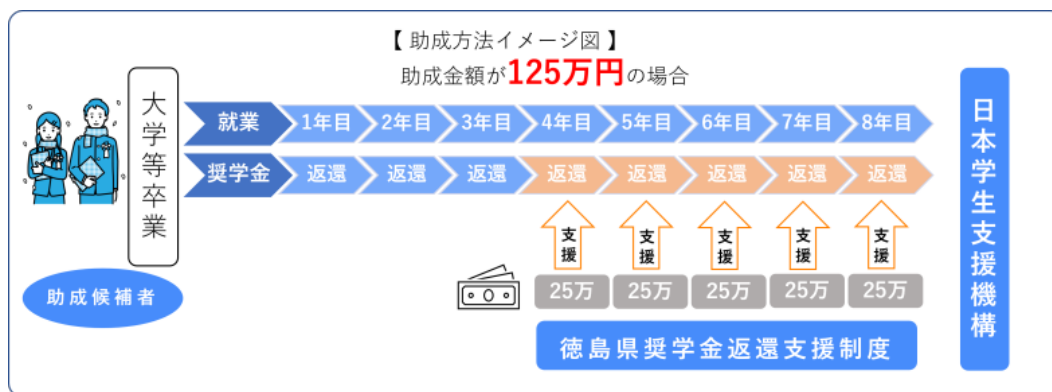
4年目：3年間の就業継続を確認後、助成金の1/5を支払

5年目：4年目の就業状況を確認後、助成金の1/5を支払

6年目：5年目の就業状況を確認後、助成金の1/5を支払

7年目：6年目の就業状況を確認後、助成金の1/5を支払

8年目：7年目の就業状況を確認後、助成金の1/5を支払



※ 離職

期間等（取消猶予の期間）があり、4年目に3年以上の県内就業が確認できない場合、5年目以降（期間に応じ順次繰下げ）から助成対象者として支払を開始します。

※ 奨学金の返還を猶予されている間は、助成金は支払われません。

※ やむを得ない事情により修業年限以内に卒業しなかった場合の助成期間は、修業年限が満了した日の属する月の翌月から起算して8年です。

(3) 助成金の減額

次に掲げる期間に該当した場合は、月単位で助成金を減額します。

ア やむを得ない事情として助成候補者の取消を猶予された期間

イ 正規雇用職員の身分を失った期間

ウ 転勤により県外事業所での勤務となった期間（1企業における県内就業期間が36か月以上ある場合で、かつ、その企業の県外事務所への転勤期間（県外転勤期間）が36か月を超えた部分に限る。）

※ 取消猶予期間等による減額がある場合は、同等の期間を上限に、初回の就業日から8年の範囲内で、月単位で助成金額を加算します。その際、支払が9年目となることがあります。

※ 1企業における県内就業期間が36か月以上ある場合、その企業での県外転勤期間を通算で36か月以内に限り、「県内就業期間とみなす」ことができます。

8 助成候補者決定後の手続き

(1) 提出書類

【就業開始年度】 ※ 離職後、再就職した場合は※に離職（在職期間）証明を添付して提出

ア 助成候補者就業状況報告書（様式第5号）

イ 在職証明書（在任地がわかるもの）※

ウ 住民票の写し

エ 奨学金返還証明書（スカネットパーソナル（日本学生支援機構 HP）の「詳細情報」を印刷したものでも可）

【2年目及び3年目】 ※ 取消猶予期間等がある場合は4年目も同様

ア 助成候補者就業状況報告書（様式第5号）

イ 在職証明書（在任地がわかるもの）※ ※前回報告から変更がある場合のみ

ウ 住民票の写し ※前回報告から変更がある場合のみ

エ 奨学金返還証明書（スカネットパーソナル（日本学生支援機構 HP）の「詳細情報」を印刷したものでも可）

【4年目以降】

ア 補助金交付申請書（様式第6号）

※ 4年目（取消猶予期間等がある場合は5年目以降）

イ 就業状況報告書（様式第9号）

※ 5年目以降（取消猶予期間等がある場合は6年目以降）

ウ 補助金請求書（様式第10号）

エ 在職証明書（在任地がわかるもの）

オ 住民票の写し

カ 奨学金返還証明書

キ 実績報告書（様式第11号） ※ 助成終了時のみ

(2) 提出時期

ア 就業開始年度 就職後、概ね1か月以内

イ 2年目以降 【4月30日までに就業を開始した者】毎年6月10日まで

※ 5月1日時点の状況が確認できるもの

【5月1日以降に就業を開始した者】毎年11月10日まで

※ 10月1日時点の状況が確認できるもの

ウ 離職した場合 再就職後1か月以内

※ 助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

※ 8年目の就業状況を確認する場合等、随時、提出をお願いすることがあります。

(3) 助成対象者の認定の取消

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定を取り消し、その後の助成金を打ち切ります。

ア 奨学金の返還が免除された場合

イ 奨学金の返還を滞納した場合

ウ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職後、6か月を超えて県内に事業所を置く企業において就業をしなかった場合

エ 会社都合又は病気・けが等やむを得ない事情による離職後、12か月を超えて県内に事業所を置く企業において就業をしなかった場合

- オ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合
- カ 離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）
- キ 県外に転出した場合（県内に事業所を置く企業の県外事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）
- ク 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度を利用した場合（その貸与期間が無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与期間と重複しない場合を除く。）
- ケ 一定の県内就業を給付要件とする公的給付制度を利用した場合
- コ 助成対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除・助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合
- サ 個人情報や就業状況、奨学金返還状況等に変更が生じたことについて報告を怠った場合
- シ 「8 助成候補者決定後の手続き」を怠った場合

9 応募先

【公立高校及び特別支援学校】

徳島県教育委員会事務局生涯学習課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3258 ファクシミリ 088-621-2884

【私立高校及び専修学校】

徳島県こども未来部こども未来政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2026 ファクシミリ 088-621-2843

【徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校】

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校事務局

〒779-3233 徳島県名西郡石井町石井字石井1660

電話 088-674-1026 ファクシミリ 088-674-8129

10 問合せ先

徳島県こども未来部こども未来政策課こども教育担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2787 ファクシミリ 088-621-2843

電子メール henkan@pref.tokushima.lg.jp

※ 申請者は、応募期間経過後に進学先が決定した場合は、「進学状況報告書」をこども未来政策課まで提出してください。

※ 在籍する学校を通じてお問い合わせください。

※ 助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

徳島県で雇用創出が期待される産業分野として選定した4分野

分 野	内 容
次世代技術関連分野	①新素材関連産業（LED、CFRP、CNF、リチウムイオン電池等製造、活用製品等製造）
	電子部品・デバイス・電子回路製造業、生産用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、電機機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
地域医療・福祉関連分野	①医療従事者、介護従事者（保育士を含む）
	②健康・医療関連産業（医薬品、健康食品、医療・福祉機器等製造）
	化学工業、生産用機械器具製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、その他の事業サービス業
6次産業化関連分野	①農業、林業、漁業
	②地域資源関連産業（農商工連携製品製造）
	食料品製造業、木材・木製品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業
地域づくり・観光・ICT関連分野	①地域資源関連産業（クールジャパン製品等製造、ICT活用サービス）
	情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
	②徳島県を所轄とする「まちづくりの推進を図る活動」を行うNPO法人
	③宿泊業、旅行業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業